

介護保険料改定のお知らせ

－ 基準額の見直し －

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、町の介護サービス費用が賄えるよう算出された基準額を基に3年ごとに改定されます。

令和3年度から令和5年度の介護保険料は、下表のとおり第5段階の月額 **5,500円**を基準として、所得に応じた負担となるよう本人の前年の所得や世帯の住民税課税状況などにより11段階に分かれています。

介護保険は、社会全体で介護が必要な方を支えていく制度です。介護保険料は介護保険を運営していくための大切な財源ですので、介護保険料の納付にご理解ご協力をお願いします。

【第8期介護保険料（令和3年度～5年度）】

保険料段階 (負担割合)	対象となる所得基準	年間保険料 (月額保険料)
第1段階 (基準額×0.30)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 	19,800円 (1,650円)
第2段階 (基準額×0.50)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方 	33,000円 (2,750円)
第3段階 (基準額×0.70)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方 	46,200円 (3,850円)
第4段階 (基準額×0.90)	<ul style="list-style-type: none"> 本人は住民税非課税で世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 	59,400円 (4,950円)
第5段階 (基準額×1.00)	<ul style="list-style-type: none"> 本人は住民税非課税で世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方 	66,000円 (5,500円)
第6段階 (基準額×1.20)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税非課税で合計所得金額が120万円未満の方 	79,200円 (6,600円)
第7段階 (基準額×1.30)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 	85,800円 (7,150円)
第8段階 (基準額×1.50)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 	99,000円 (8,250円)
第9段階 (基準額×1.70)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上430万円未満の方 	112,200円 (9,350円)
第10段階 (基準額×1.80)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が430万円以上640万円未満の方 	118,800円 (9,900円)
第11段階 (基準額×2.00)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で合計所得金額が640万円以上の方 	132,000円 (11,000円)